

日行連発第1639号
令和3年2月25日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

解体工事業許可の経過措置終了について（周知）

現在、平成26年の建設業法改正時の経過措置により、とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなすこととされておりますが、その経過措置が令和3年3月31日をもって終了します。

経過措置終了まで2か月を切ったところですが、経過措置の対象となるとび・土工工事業の技術者を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合、令和3年3月31日までに要件を備えたうえで、変更してから2週間以内に有資格者区分の変更届の提出が必要となります。変更届出が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分となりますので注意が必要です。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・解体工事業許可 経過措置に関するリーフレット

以上